

令和4年10月

## 玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会



<p>7. 会議の概要</p> <p>事務局長</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今より令和4年10月定例総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、消毒・検温・マスクの着用に、引き続きご協力よろしくいたします。</p> <p>着席して進めさせていただきます。</p> <p>安藤会長あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会を進めさせていただきます。</p> <p>農業委員定数7名に対して、7名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。</p> <p>次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。</p> <p>以後の議事の進行につきましては、会長よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、5番委員、6番副会長よろしくをお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見ををお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請です。</p> <p>番号1、大字山下字原口〇〇〇番外8筆です。登記簿地目は田と畑で、合計筆数は9筆、合計面積は8,598㎡です。3条の無償移転で、譲渡人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんで、譲受人は、大字〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で生前贈与です。担当委員は、5番委員です。</p> <p>番号2、大字塚脇字当ノ下〇〇〇番〇他7筆で、登記簿地目はす</p>



議長	<p>適格証明の提出義務を課していましたが、令和3年5月に、大分県がこの取り扱いを改正し、買受に対して、買受適格証明書は必要としないこととしています。</p> <p>以上、長くなりましたが、補足を終わります。</p> <p>それでは担当委員の説明ですが、まず番号4の審議を先に行いたいと思いますので、番号4を1番委員、お願いします。</p>
農業委員	<p>番号4について、調査結果を報告いたします。9月28日、申請者、会長、推進委員、事務局2名で現地確認をしました。土地の所在は大字帆足字戸苅〇〇〇〇番〇外2筆で、合計面積7,600㎡です。学校用地であり、先ほど説明があったとおり玖珠農業高校の実習田として利用されていました。現況は田で、稲を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲受人が一般競争入札で取得し、譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は約1km以内で耕作可能です。以上です。</p>
議長	<p>推進委員から補足説明はありませんか。</p>
推進委員	<p>現地確認で気になったのは道路の件ですが、説明をお願いします。県から道まで買っているが、周りの家の人が進入できなくなることはないのか。</p>
事務局	<p>今回、譲受人が契約した道路は町道〇〇線から農地に入った、ここ（プロジェクター画像）からです。人が住んでいる家に進入するにはこの町道から入ることができます。町道になっている部分は今回の件には関係ないので、家に入れなくなるということはないと思います。</p>
農業委員	<p>取り付け道路のような道がありますが、これは県が作ったということで今回の契約の中には入っています。推進委員さんが土地に詳しいので、奥にある農地に行くのには問題ないのかという指摘がありました。</p> <p>農地の現状は荒れています。入札が何回かありましたし、7年くらい前から作っていないようです。何年か前に県から非農地にならないかと言われたそうですが、田んぼであったため、当時の農業委</p>

	<p>員会は農地であると判断したそうです。</p> <p>県の土地で耕作放棄しているため、荒れていますので、すぐにと いうわけにはいかないようです。</p> <p>余談ですが、今後農地法が変わり、農地を取得しやすくなる方向 に変わるそうです。また、今わたしたちがお願いしている3年耕作 は法的拘束力がないので、強く主張できないということです。</p>
農業委員	<p>適格証明を取らなくてよいのはどうしてですか。</p>
事務局	<p>県の取り決めによると、買いたい人が買いつらくなるというこ とが一つの理由です。適格証明は、3条の要件を満たしていることを 農業委員会で証明することです。昨年度入札を公募すると同時期 ぐらいに県がそのように決めたので、町は介入できません。</p>
農業委員	<p>県の土地だからと言って適格証明を外して売ってよいのか。県に 問い合わせてもいいのではないですか。</p>
事務局	<p>一般的に、一般競争入札においては、資格条件に反しなければ入 札に参加できるとなっています。</p>
農業委員	<p>今回について、私も県の入札のやり方について、県に経過説明を お願いしたいと思います。</p> <p>また、大分県の常設審議会という会議がありますので、聞いたみ たいと思います。</p> <p>皆さんはどう思いますか。</p>
農業委員	<p>今日は結論を出さないということですか。</p>
農業委員	<p>議案に関しては結論を出しますが、県に説明を求めるということ です。</p>
農業委員	<p>県にはきちんと整理して説明をしていただきたいと。</p>
農業委員	<p>これは、いくら県がということでしょうがない、法律的に適格証 明がいらなくても、県の都合で売りたい。今まで県の財産で農 学校を支えてきた。ここの農業委員会も県が言ってきているからと 言っても、即出さなくても審議を重ねていかないと、農業委員会の</p>

	<p>意味がない。</p> <p>4月から今まで、転用にしても始末書を出してしまえば良いという議案が毎回のように出て、同じようにごめんねと言えばいい、人に迷惑をかけてようが、自分のいい通りに申請したら、前例があるじゃないかと。しっかりしていないとなし崩しに全部なると思う。</p> <p>今日出すか出さないかは誰も判断が難しい所だけれども、今日出さなくても継続審議をしているという形はとれないだろうか。</p>
農業委員	<p>議決権を持つのは農業委員だけなので、そこを皆さんで意見を言っていただきたいと思います。延ばすならなぜ延ばすのか、それを皆さんが相手の納得する説明ができるのかできないかにもかかわってきます。</p>
推進委員	<p>県が決めた手続き上、許可を出さないとかいう話は難しい。先延ばしにする理由も見つけようがないと思います。</p>
推進委員	<p>許可を出さんと言う話にはならないだろうね。</p>
事務局	<p>落札をして、すでに決定してます。</p>
議長	<p>会の方向性でもあります。このような事例は県内でもめったにありません。非常に難しい問題です。言いたいことがあれば言ってください。</p>
推進委員	<p>やはり県がこのことまで考えてくれないと困る。</p>
事務局長	<p>ちなみに、県と〇〇〇さんの間の契約は終わっています。</p>
議長	<p>色々な意見はあると思いますが、ここで採決は行いたいと思いますが、よいでしょうか。</p>
議長	<p>それでは、番号4について採決を行いたいと思います。</p> <p>番号4について、賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(過半数挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>

農業委員	<p>これに関しては事務局と話して県に説明を求めたいと思います。</p> <p>今、会長が言われた内容はぜひお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>学校用地を農地として、農地台帳に載せているのは県内で玖珠町だけだったようです。以前、農地から外せませんかという県からの問い合わせがあったようですが、当時は畦もしっかりあったため、現況主義というところで農地と判断したようです。今後、こういう相談があったときは、皆さんに見てもらい、判断をしていただきたいと思います。</p>
会長	<p>皆さんからの意見は県に伝えたいと思いますので、何か伝えたいことがあれば、事務局にお知らせください。</p>
議長	<p>それでは、番号1～3について、審議をいたします。</p> <p>担当委員の説明をお願いします。</p>
農業委員	<p>番号1の調査結果を報告します。10月2日、申請者の2名と、推進委員と現地確認を行いました。土地の所在は、大字山下字小原、山下地区の〇〇の〇になります。農地は、家の周りとは少し離れた所に点在しています。今回は、お母さんから息子さんへの一括贈与という形になります。生前贈与の形で、息子さんとは同居してあります。現在は稲作や畑作をしている兼業農家です。現況は田と畑です。面積は8反くらいあります。すべて農地として使用することです。通作距離は家の周りがほとんどです。譲渡人と譲受人は同居で、一緒に農業もしておりますので、トラクターなどいろいろな農業機械をお持ちです。以上です。</p>
農業委員	<p>番号2の調査結果を報告します。10月5日、申請者の2名と推進委員と現地の確認をしました。土地の所在は、国道の〇〇から入った所に位置しています。稲作と畜産を中心とした専業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は田で、稲を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人の家庭の事情による農地の移動です。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は約0.5kmで、耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況はトラクターなどそろっており、農業従事者は本人、妻、子があり、取得後の耕作に問題ありません。</p>



	<p>に位置しています。転用目的は、田んぼから宅地分譲地への転用です。10区画あり、だいたい80cmくらいかさ上げする予定です。表土取ると、1mくらい埋めあげるそうです。周りの農地との境はL字コンクリートをする予定です。土の確保は出来ているそうです。水に関しては落とし口もあり、周辺農地の営農に問題ないと感じました。入口の右左も住宅地です。</p>
推進委員	<p>特にはありませんが、周りの南側の農地は段落として水を落としていました。水の問題はないと思います。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p>
議長	<p>次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号、農用地利用集積計画書についてです。 別冊の議案第3号の最後のページをご覧ください。利用権の設定の新規ですが、10年以上、合計件数5件で、合計面積7,612㎡です。以上です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>

議長	全員賛成です。議案第3号については、原案どおり承認します。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
議長	引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。
事務局	<p>報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届け出書が1件出されております。内容は相続による所有権の移転です。詳細は、ご一読ください。</p> <p>報告第2号、農地法第18条合意解約通知書が2件出されております。詳細は、ご一読ください。</p> <p>報告第3号、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人の要件確認書が1件報告されています。法人は、〇〇の有限会社〇〇〇〇〇〇代表〇〇〇〇さんです。当該法人につきましては、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを報告いたします。内容についてはご一読ください。</p> <p>以上で事務局からの提案を終わらせていただきます。</p>
議長	何か質疑はありませんか。
議長	無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。
	(省略)
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会10月定例総会を閉会します。
議長	<p>それでは引き続き人権研修を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>